

# 令和元年 第5別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年5月8日(水)午後1時38分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 恒松 直之

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定  
について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規程による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

4番 恒松 直之

5番 星野 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 1名

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後 1 時 38 分 開会

(局 長) 只今から令和元年第 5 回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は 6 名で、委員定数 7 名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、6 番 久保委員は都合で欠席の通知がありましたのでご報告いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質問等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。

よろしく申し上げます。

それでは、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

(会 長) 新天皇が即位し、令和の新しい時代の幕開けとなりました。委員の皆様におかれましても気持ちを新たにがんばっていただきたいと思っておりますが、5 月になって、農作業も田植え等の準備が本格的になりますので、くれぐれも体調に気をつけていただきますようお願いいたします。今日は忙しい中での総会ということで、早めに終了して、帰って農作業にあたっていただきたいと思っております。

本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長をつとめさせていただきますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議長) ご異議がないようでありますので、1番 齊藤委員 2番 佐藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(事務局) 本日の総会議案について私のほうから説明させていただきます。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定について」が4件、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届」が2件、(2)「農地法第5条第1項第6号の規程による農地転用届」が11件、報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件となっております。

議案第1号の番号3につきましては、〇〇委員の18条による申請に基づいた審議でございます。別府市農業委員会総会会議規則第13条に、「委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とありますので、議案第1号 番号3の審議の際は、〇〇委員の退席をお願いします。

それでは会長、引き続きお願いします。

(議長) それでは、

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定について」です。

事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、順番が前後いたしますが、まず初めに、番号3からご説明をさせていた

だき、ご質問等をお受けし、その後、番号1,2,4について、一括してご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(〇〇委員退席)

それではご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

別府市の地図上の黒丸の場所をご確認ください。

議案第1号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」です。番号3から説明をさせていただきます。

番号3

利用権を設定する者 大字内成△番地の△ 〇〇〇〇

利用権を受ける者 大字内成△番地の△ 〇〇〇〇

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字内成字セイハ△番 田(田) △㎡ 他4筆です。

合計△㎡です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水田

期間は、2019年5月8日から2022年5月7日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は農業経営の安定のため、ということです。

(議長) はい、先に3番をやりましたが、この件につきまして、意見のある方は、お願いします。耕作放棄とかでなくて、これは兄弟かなんかやるか。〇〇さんは。

いずれにしても耕作をしてくれるということで、利用権設定でいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議長) じゃあ、3番については、異議なしということで決定をしたいと思います。

(〇〇委員入室)

〇〇委員さん、3番については決定をいたしました。〇〇さんは、兄弟ですか。

(園田委員) いえ、遠い親戚です。以前から貸していたんですけども、私が利用権設定をしてなかったんです。

(議長) まあ、荒さないということで、利用権設定をしてくれるということで、いいんじゃないかと思います。

続いて、1番2番4番に行きたいと思います。

(事務局)

番号1

利用権を設定する者 大字内成△番地 ○○○○

利用権を受ける者 大字内成△番地 ○○○○

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字内成字セイハ△番△ 田(田) △㎡ 他7筆です。

合計△㎡です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水田

期間は、2019年5月8日から2024年5月7日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は農業経営の安定のため、ということです。

番号 2

利用権を設定する者 大字内成△番地 ○○○○

利用権を受ける者 大字内成△番地 ○○○○

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字内成字ユワスイ△番 田(田) △m<sup>2</sup> 他 2 筆です。

合計△m<sup>2</sup>です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水田

期間は、2019 年 5 月 8 から 2024 年 5 月 7 日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は農業経営の安定のため、ということです。

3 ページをお開き下さい。

番号 4

利用権を設定する者 大字内成△番地 ○○○○

利用権を受ける者 大分市大字岡川△番地 ○○○○

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字内成字セイハ△番 田(田) △m<sup>2</sup> 他 1 筆です。

合計△m<sup>2</sup>です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水田

期間は、2019 年 5 月 8 から 2022 年 5 月 7 日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は今後経営規模拡大のため、ということです。

(議 長) はい、今、1番2番4番の説明がありました。  
○○さん、内成の○○姓が多いけど、近所とか。

(園田委員) そうですね。近所ですね。たまたまです。

(議 長) 今の、1,2,4について意見のある方はお願いします。

(園田委員) はい、4番ですけども、○○○○さんは、大分市に住んでてですね、新規就農なんです。すごくやる気があって、まじめです。地区の人にも紹介したんですけども、皆も「近頃には珍しい、いい青年だ。」と太鼓判を押しています。  
面積は4反ないけども、これがちょっとひっかかる。  
まあ、今後経営拡大したいということで、お願いします。

(議 長) 一応4番の件は、今言うように、4反ないから新規就農には当たらず、3反8セほどありますので、やる中で買う、借りる事が出来れば、新規就農、農業者としての扱いが出来るんじゃないかなと、この人は大分に住んでて、大分で少し耕作をしてるということで、大分市農業委員会のほうで調べたところ、お父さんの名義らしい。それでちょっと本人じゃないから、内成だけで利用権設定で一応行こうということで、事務局と話しをしていますので、今後規模拡大してやるというのであれば、4反確保して、地元の委員としても協力してあげてください。  
その他、ないですか。

(各委員) なし

(議 長) それでは、意見もないようですので、議案第1号 番号1、2及び4については、承

認することに決定いたします。

次に、報告第1号「農業委員会規程第9条の規程による専決事項の報告について」  
です。事務局の一括説明を求めます。

(事務局) それでは、ご説明いたします。4ページをお開きください。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規程による専決事項の報告について」、(1)  
農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届です。

番号1

申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○

職業 会社役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字宮ノ前△番△ 田(田) △m<sup>2</sup>

他1筆です。場所は火売△組で、○○○○のグラウンドから直線距離で約△m  
ほど東側にあります。合計△m<sup>2</sup>

施設の概要は、共同住宅用地及び排水敷地用地として、木造2階建 8戸1棟  
△m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月26日

番号2

申請人 神奈川県横須賀市池田町1丁目△番△号 ○○○○

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 末広町△番△ 畑(宅地) △m<sup>2</sup>

場所は末広町△番で、秋葉通り南側で、○○○○道路を挟んで向かい側になります。



施設の概要は、住宅用地として現況のまま 木造瓦葺き 2 階建 鉄骨造ストレート葺  
2 階建  $\Delta\text{m}^2$

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 18 日

5 ページをお開き下さい。

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規程による農地転用届

#### 番号 1

譲渡人 別府市大字鶴見 $\Delta$ 番地の $\Delta$  持分 3 分の 2  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 外 1 名

職業 無職

譲受人 大分市坂ノ市南 3 丁目 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 会社役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字原 $\Delta$ 番 $\Delta$  畑 (畑)  $\Delta\text{m}^2$  他 1 筆 合計 $\Delta\text{m}^2$

場所は大畑 $\Delta$ 組の $\Delta$ で、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の道路を挟んで向かい側にあります。

施設の概要は、共同住宅用地として、木造 2 階建 10 戸 1 棟  $\Delta\text{m}^2$

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 3 月 26 日

#### 番号 2

譲渡人 別府市大字鶴見 $\Delta$ 番地  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 会社員

譲受人 大分市坂ノ市南 3 丁目 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 会社役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字原 $\Delta$ 番 $\Delta$  畑 (畑)  $\Delta\text{m}^2$

場所は番号 1 の申請地の隣です。

施設の概要は 共同住宅用地として、木造2階建 10戸1棟  $\Delta\text{m}^2$

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成31年3月26日

番号3

譲渡人 大分市上野町 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号 ○○○○

職業 会社員

譲受人 大分市浜の市二丁目 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○

職業 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字北石垣字高橋 $\Delta$ 番 $\Delta$  畑(畑)  $\Delta\text{m}^2$  他1筆

合計  $\Delta\text{m}^2$

場所は春木 $\Delta$ 組の $\Delta$ で、九州横断道路と○○○○の交差点の○○○○から西に約 $\Delta\text{m}$ ほど入ったところです。

施設の概要 駐車場用地として 砂利敷き  $\Delta\text{m}^2$

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成31年3月28日

番号4

譲渡人 別府市大字鶴見 $\Delta$ 番地の $\Delta$  ○○○○

職業 無職

譲受人 別府市大字南立石 $\Delta$ 番地の $\Delta$  有限会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○

職業 法人(建設業)

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字鶴見原 $\Delta$ 番 $\Delta$  原野(荒地)  $\Delta\text{m}^2$  他4筆

合計  $\Delta\text{m}^2$

場所は扇山 $\Delta$ 組の $\Delta$ で、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の東隣の土地になります。

施設の概要 住宅用地として 木造2階建 2棟  $\Delta\text{m}^2\times 2$

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成31年4月1日

7ページです。

#### 番号5

貸付人 別府市大字鶴見 $\Delta$ 番地の $\Delta$   $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 無職

借受人 別府市大字鶴見 $\Delta$ 番地  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字門田 $\Delta$ 番 $\Delta$  田(荒地)  $\Delta\text{m}^2$

場所は、県道別府山香線、つるりん通りの $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ から春木川側に下流に向かって約 $\Delta\text{m}$ ほど進んだところです。

施設の概要 住宅用地として 木造2階建  $\Delta\text{m}^2$

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成31年4月2日

#### 番号6

譲渡人 別府市大字鶴見 $\Delta$ 番地の $\Delta$   $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 会社役員

譲受人 別府市原町 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号  $\Delta$ 号  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 朝見二丁目△番△ 田（荒地） △m<sup>2</sup>  
場所は、朝見二丁目△組で、〇〇〇〇の北西約△mのところにあります。  
施設の概要 駐車場用地として △m<sup>2</sup>  
転用の時期 届出受理後  
専決年月日 平成 31 年 4 月 8 日  
8 ページです。

#### 番号 7

譲渡人 大分市岩田町三丁目△番△号 株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
職業 不動産業  
譲受人 別府市秋葉町△番△号 △号 持分 2 分の 1  
〇〇〇〇 外 1 名  
職業 公務員  
区分 市街化区域  
申請の土地 山の手町△番△ 畑（荒地） △m<sup>2</sup>  
場所は、山の手町△番で、〇〇〇〇の東側市道を大分方面に〇〇〇〇から約△m  
ほど道なりに進んだところです。  
施設の概要 住宅用地として 木造 2 階建 △m<sup>2</sup>  
転用の時期 届出受理後  
専決年月日 平成 31 年 4 月 10 日

#### 番号 8

譲渡人 別府市亀川四の湯町△番△号 持分 2 分の 1 〇〇〇〇 外 1 名  
職業 無職  
譲受人 別府市千代町△番△号 △ 代表取締役 〇〇〇〇

職業 宿泊業

区分 市街化区域

申請の土地 大字野田字バンゴ石△番△ 田（荒地） △m<sup>2</sup>

場所は、内竈△組の△、県道別府山香線湯の〇〇〇〇から山の手方向に進んだ〇〇〇〇の約△mのところにあります。

施設の概要 駐車場用地として 砂利敷き △m<sup>2</sup>

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 16 日

9 ページをご覧ください。

#### 番号 9

賃貸人 福岡県北九州市小倉南区上葛原 2 丁目△番△号 △

代表取締役 〇〇〇〇

職業 会社経営

賃借人 熊本県熊本市東区花立 5 丁目△番△号 有限会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

職業 会社経営

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東 3 丁目△番 畑（荒地） △m<sup>2</sup>

場所は、石垣東 4 丁目△番で、県道亀川別府線の〇〇〇〇の南隣です。

施設の概要 飲食店舗用地として 鉄骨造平家建 △m<sup>2</sup>

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 17 日

#### 番号 10

譲渡人 大分市芳河原台△番△号 〇〇〇〇

職業 無職

譲受人 大分市大字永興△番地△ ○○○○

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字平道字黒崎△番 1△ 畑 (畑) △m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計△m<sup>2</sup>

施設の概要 住宅用地として 木造 2 階建 △m<sup>2</sup>

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 17 日

土地の場所は、後ほどご説明いたします。

#### 番号 11

譲渡人 別府市鶴見△番地の△ 持分 3 分の 2 ○○○○ 外 1 名

職業 無職

譲受人 大分市坂ノ市南三丁目△番△号 ○○○○

職業 会社役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字原△番△ 原野 (畑) △m<sup>2</sup>

場所は畑△組の△で、○○○○から西に△mほど入ったところです。

施設の概要 共同住宅用地の一部として 木造 2 階建 10 戸 1 棟 △m<sup>2</sup>

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 17 日

以上です。

(議 長) はい、只今事務局の説明が終わりましたが、報告第 1 号については報告事項ですので、ご了承ください。

次に、報告第 2 号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」です。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」ご説明いたします。

番号 1

申請者 大分市王子西町△番△号 △ 代表取締役 ○○○○

開発区域の位置 1期分と2期分がございまして、1期分は大字南立石字川原端△番ないし△番△外 11 筆 市道、里道を含めた△㎡

2期分ですが、大字南立石字丸尾△番△外 3 筆、里道敷を含めた△㎡、合計△㎡です。ここは市街化区域商業地域です。

開発目的は宅地分譲 7 区画

事務局の所見としては、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。

また、排水等を水路に流す場合は水利関係者に承諾を得てください、という内容で回答しております。場所については、南立石 1 区 1 組の△、○○○○から南に△mの位置で○○○○北側です。以上です。

(議長) 只今の報告第 2 号についても報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

それで、先月地図を作って、地図に○を落とし込んでくれていたのがあるけど、これを全部 3 条 4 条 5 条、開発行為を含めて色分けをしてくれていたが、今事務局の詳しい説明はあるんですけど、この地図を作ったほうがいいのか、皆さんに聞いて、先々月くらいから色分けでしてたけど、なかなか地図が小さいもんやから、位置がなかなか特定できないということもあって、今回は下の内成の利用権設定の分だけ、○がありますけど、どうですか、地図がいらいますか、それとも今の説明でつかめるかどうか。今の説明で大体わかる。

(佐藤委員) 分かるところもあるけど、分からないところもある。

(議 長) これで大體よければ、色分けで3条が赤とか4条が緑とかして、色分けをしたほうがいいかな。

(齊藤委員) 地図に○をしても大體だからね。結局説明と同じこと。事務量を減らす意味では別にいらんのかなという気がする。

(議 長) 地図があったほうがいい方。手を上げて下さい。

(星野委員) 例えば、審議案件だけ地図をつけて、それ以外はなし、ということではだめですか。

(浜川委員) 報告はいいんじゃないですか。審議の分だけはちゃんと場所がわかるように。

(議 長) では、そうして下さい。あとの区域の分は事務局に説明せんでいいように、記入するように指導しておきます。

(浜川委員) 6ページのですね、番号4番、○○○○さんの住所が鶴見△番地の△で、7ページの6番、○○○○さんの住所も鶴見△番地の△で同じですが、ここは同じ所ではないんですか。たまたま同じ番号の所にこの2人がいた、ということですかね。

(事務局) ○○○○さんは、△番地の△で間違いないです。6番も△番地の△です。

(浜川委員) はい、わかりました。

(議 長) はい、そういうことでこの報告事項は終わります。



以上で、議事についてはすべて終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 00 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 1 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 2 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印